

香川県海外ビジネスチャンス活用支援事業補助金の御案内

香川県では、県内企業の海外ビジネス展開を支援するため、県内中小企業者等が、ホームページ等の多言語化、製品の性能等の規格・認証の取得又は専門家による契約書の作成支援若しくは税務相談等に要した経費の一部を補助しています。

1. 補助対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業団体（ジェトロ香川の支援機能を利用して、海外ビジネス展開を行っているか、又は行う予定があり、県税に滞納がないものに限ります。）

2. 補助対象事業及び補助対象経費

事業	内容	補助対象経費
海外ビジネス多言語情報発信支援事業	ホームページ・パンフレット等を、海外ビジネス展開を行おうとする国・地域の言語又は英語により作成する事業	作成費、翻訳料
海外認証等取得支援事業	海外取引を行う際に必要不可欠な製品の性能等の規格・認証を新規に取得する事業	認証等取得費、事前検査関連費、翻訳料
海外ビジネス展開専門家活用支援事業	弁護士等の専門家が行う契約書の作成支援や会計・税務に関する相談、人事・労務管理等に関する相談	謝金、委託料

※ 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税等を除きます。

3. 補助金額（千円未満の端数切捨）

事業	対象地域	補助率	補助金額
海外ビジネス多言語情報発信支援事業	直行便就航地域	1/2以内	上限額300千円（パンフレット等とホームページを同時に作成する場合は500千円）、下限額150千円
	上記以外	1/3以内	上限額200千円（パンフレット等とホームページを同時に作成する場合は300千円）、下限額100千円
海外認証等取得支援事業	直行便就航地域	1/2以内	上限額500千円、下限額100千円
	上記以外	1/3以内	上限額300千円、下限額100千円
海外ビジネス展開専門家活用支援事業	直行便就航地域	1/2以内	上限額300千円
	上記以外	1/3以内	上限額200千円

※1： 直行便就航地域とは、①韓国ソウル特別市及びその周辺地域、②中国上海市及びその周辺地域、③中国香港特別行政区、④台湾をいいます。

※2： 補助は、事業者1者につき、事業ごとに1回までです。

4. 申請受付期間：平成29年12月28日（木）まで

（ただし、先着順に審査を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。）

5. 補助対象期間：交付決定日から平成30年3月31日（土）まで

6. 申請先・問い合わせ先

香川県商工労働部産業政策課 産学官連携・国際戦略グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3353、FAX:087-806-0210、E-mail:sangyo@pref.kagawa.lg.jp

7. その他

詳細は、次の香川県ホームページをご覧ください。

http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir6/dir6_2/dir6_2_5/290405.shtml